

広島県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年八月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大君浜井医院	江田島市大柿町大君塩形九六二番地一	令和八年七月一日
さかい内科リウマチ科	安芸郡熊野町出来庭二丁目一八番一一号	令和八年八月一日